

第1回 医療的ケア児童生徒保護者支援研究会議概要

日 時：平成28年9月12日（月）10:03-11:40

場 所：県庁北新館5-B会議室

出席委員：市川委員、宇田委員、太田委員、口分田委員、古株委員、多久島委員
竹村委員、中島委員、橋本委員、村井委員、森委員

欠席委員：成宮委員

事務局：（障害福祉課）沖野主幹、久保主査
（学校支援課）浅見管理監、左谷主査、的場指導主事

【会議次第】

- ・挨拶
- ・委員紹介
- ・座長の選任
- ・研究会議設置要綱・公開方針
- ・議題
実証研究事業の状況等について

《研究会議設置要綱・公開方針について》

（委員）

昨年までは通学支援という内容だったと思うが、今年、保護者支援となって、送迎の範囲とか、去年と変わるのか。外出を含めての送迎なのか、通学に限定してなのか、名前の変わった意味合いを含め、何かあったら教えてほしい。

（事務局）

本事業は、これまで保護者の方々から、登下校に関わる送迎について、非常にご負担があたりだということをお聞きしており、この事について、県、それから市町の皆様、あるいは事業所の皆様が何かそれぞれお力を合わせていただいて、できることはないかというところから始めさせていただいた事業である。こういった事業の趣旨をふまえて、今年度事業名を保護者支援ということで変えさせていただいたが、これについては、この事業の趣旨が、より皆様に分かっていただけるようにということで、変更させていただいた。ご質問いただいたように範囲が変わるといったことはなく、事業の枠組みは、これまでの実証研究と同様に行っていきたいと考えている。

（座長）

今までと変わらないのであれば、今まで通りの名称でいいと思うが、特別どうしても変え

なければいけないという理由がなければ、今まで通りの名称ではなぜいけないのか、もし理由があればお教えいただきたい。

(事務局)

繰り返しになるが、まずは事業の趣旨が、より分かっただきやすい名称に変更させていただいたところが一つの理由である。どうしたら現実的に保護者の方々の負担を軽減することができるかということを探るために、今年度の要項を定めさせていただいている。より福祉的に導入しやすいように、事業の中で保護者支援というあたりを明確にさせていただいているということもある。そういったことでご理解をいただければと思っている。

(座長)

僕が懸念するというか、名称でずいぶん変わるなど思うのは、今まで通学に関わってもとの研究会があって、その通学に対してどういう支援があるかという、まあ、どちらかと言うと教育委員会が主体的なものであったと思う。こうなってくると、支援全体を入れてくるような、教育委員会そのものが通学に対してどんなスタンスでやるかということが、会議の名称を変更することによって、非常に薄まっていると感じる。今までの流れもちょっとずつ変わってきていて、前は文書がなんかちょっと変わってきていて、その次に今度は設置要綱の名称まで変わってくるという中で、もともとの通学ということを保証する、保障じゃない支援するか、みたいな、ところについての意味合いが薄れていっているように逆に見えるが。どうしても直さなければいけないことがあれば別だが、もし別にそのことが必要でなければ、内容的にはもちろん、送迎に関して、通学に関しての保護者を支援していくということについて、あるのは事実だと思う。そこはそうなんだろうけれども、そこをあえて、必要があるのかどうかという、今の説明だと、あまり変えていかないといけないという意図がないのであれば変える必要がないかなと。わざわざ変える必要があるということは、何か理由があるからわざわざ変えるということの方がいいんじゃないかなと思うが、いかがか。

(事務局)

より分かっただきやすくするために、変えていきたいということと、昨年度末の本研究会議の中で、そういった方向性で本年度事業を進めるということについては、ご説明させていただいたところである。本年度については、予算もそういった前提で準備をさせていただいているので、ご理解いただきたい。

(委員)

医療的ケアを要する児童生徒ということだが、子どもたちの支援というのは、今回は通学というところにスポットを当てているが、県の自立支援協議会でアンケートをさせていただいたところ、生活の様々な介護負担が高いというデータが出ている。そういう意味では、例えば、入浴の部分とか、あるいは外出、社会参加の部分ということだと思うが、そういう医療的ケアの方々の支援ということで、保護者支援となるとそういう範疇も視野に入ってくるのかなということも、言葉上解釈ができるのかなということ、設置要綱の中で、通学に関わる支援に関することと書かれているので、そこは明確だということもあるが、そういう全

体のことも少し考えながら、今回のこの事業ということになるのかなと、自分自身解釈をしている。

(座長)

事務局としてはそのような意図がある訳か。通学に関わらず生活までも。

(事務局)

今、委員ご指摘いただいた点については、あくまで本事業は、県立の特別支援学校に通う、医療的ケアの必要な子どもたちの通学に関わる部分の保護者の負担を何か軽減できないかというところで実施するものであるので、事業としてはそこまでの意図は、今のところはない。

(座長)

そういうことであれば、逆に前の方が分かりやすいとみんな思うのではないか。なぜ変えるのかが、今の話では、意図が、もっと拮げていこうという、ただ、主体が教育委員会ということであれば、そこは教育委員会の範囲でおそらくないのかなと思うので、もし今の話であれば、分かりやすく、ここでやる範囲をきちっと定めた、前の名前かなと、明確でなかったから明確にしたのであれば別だが、そうじゃない、不明確になっていくような名称を変える必要をあまり感じないがいかがか。各委員さんから何か、もしご意見があればどうか。

(委員)

障害福祉課は、教育委員会とともにこの要綱を設置して、一緒に考えているところであり、保護者支援という部分については、もともとその部分は大きな要素であったと思うので、事業化を進めていく中では、明確にしていく必要があるというのは、私たちのとっている立場である。もう一つは、今、委員がおっしゃっていただいたように、この事業は医療的ケアの必要なお子さんに対して、一番前に出ていく事業なので、当然この研究事業の知見・成果・研究会の中の議論は、入浴や、生活支援につながっていくと思っているので、障害福祉課としてはそういうスタンスも持っている。しっかり保護者支援ができるようにという思いを込めて、教育委員会の方での名称を変更されたという認識を持っている。

(委員)

保護者支援が一つの目的であるならば、医療的ケア児童生徒の通学に関する保護者支援とか、そういうふうにした方がすごく分かりやすい。どうしても保護者支援を置いておきたいという意図が多分おありだと、保護者支援レスパイトであるということがメインでしておきたい、ということが残るのであれば、通学という言葉を外してしまうと、それが例えば新聞とか公的な場面でポンと出た時に、すごく誤解を受けやすいというか、中身を聞いて、ああ通学の支援なのかというふうに思うよりは、一目で通学の支援なんだと分かった方が、他の市町というか、これを知らない保護者さんたちにとっても明確なのかなあとは思う。

(委員)

ご意見を色々いただいているが、今たちまち、この事業は始めさせていただいているので、名称の分かりにくさみたいなことはご意見いただいたということで、まずは内容的に進

めていただいたらどうかと思う。名称については、今年度としては始めさせていただいているということで、少し意味が分かりにくくなったとか、逆に拡大してしまうのではないとか、というような心配があるというのはお聞かせいただいて、このままさせていただけるとよいと思う。

(座長)

分かるんだが、これ、始めたから「はいこれで」というところではなく、結構事業の根本的な問題とかかわるところで、広げていくことはいいが、それすらもできていない、分野が違うという話で、障害福祉課がこの話をこういう名前でやるというのは、ぼくは、それは、生活全体の中で色々な問題を抱えている方だが、あくまでも教育委員会からの発案としたら、別に教育委員会が、無料サービスできるわけでもなければ、なのになぜこの会議の名前が、もともとが通学支援ということであったのに、この名称にしないといけないのかということが、非常に誤解を受けるような名称にする必要はなくて、もともとここでやることは決まっているのに、そこに持っていかないといけないというのがかえってなにか、いろんな疑心暗鬼を生んでしまうのではないか。我々からしたら、本当に通学でご負担がある保護者の支援をちゃんとしていこうということについては、ずっと話し合ってきた事であるから、なんら内容が変わっていないのであれば、名称を変える必要はあまりないんじゃないのかなあというふうに、逆に言うと、意図的なところを思われるんじゃないのかということで、元に戻されたらどうか。で、これが戻せないというのであれば、事業として始まっているのか、まだ、それは予算上の話か。議会にこれを出していると、議会には今までやっていることとまるで違うということで、議会の中で質問は全くないのか。今まではこれでやってたけれど、今回この支援から名称を変えて同じ事業をやるということに対してもご質問とかそういうことはなかったのか。

(委員)

予算化していく上ではこの事業名で進めている。

(座長)

予算化した時の名前が正式名称になるのか。

(委員)

正式名称というか、県の方でその事業を進めていくということで。委員の皆さんのご指摘は、内容的には聞かせていただいて、もちろんこれから先の時にこの名称をどんどん使っていくと、難しいのではないかと言う場合は説明が必要だというふうに思うが、それでそうさせていただければいいのかと思う。

(座長)

ということだがいかがか。これだけに時間を取っていても仕方がないと言いながらも、なんか腑に落ちないという感じもする。よろしいか。やっぱりそれは明確に、こういうことであるのでこうしたよということを、どこかできちっと説明はしていただきたいなと、それはみんなが納得できる答えであってほしいなと、委員会のメンバーで今まで関わってきた人か

らすると、ご意見として割とみんなが前のままでいいんじゃないかと、もともとこれから始められる方が感じられるのは少ないかも分からないが、その辺は非常に違和感を感じているということは、しっかりと議事録に残していただいて、委員から出たということは、きちっと議事録で、公開の中できちっと残していただけるようにしていただきたいなど、いうことで今後進めていくことでよいか。議事録の概要の中で、ちゃんと出た、委員から出たということを引きちんと残していただきたい。

それでは設置要綱、公開方針について他に何かご質問とかご意見がなければ中身の方に移りたいと思うので、6番目の議題のところに移らせていただく。実証研究事業の状況について事務局からご説明願う。

(事務局)

※ 実証研究事業の状況等について説明

(座長)

28年度についての方針と進捗状況について説明があったが、もっと説明があるのかなと思って、進捗状況についてはもうちょっと詳しい説明があるのかなあと思っていたが、それはないのか。現時点でどこまで進んでいて、今後の計画とか。

(事務局)

現時点では、近江八幡と湖南省が今、湖南省は生徒さんの契約は済んでいるが、実施に向けて調整中である。豊郷については先週から始まっている。それから守山と栗東と甲賀については今契約手続き中であり、10月末くらいからできれば進められるかと聞いている。先ほど、申し忘れていたが、豊郷については、対象児童さんが彦根市立病院の方に主治医として関わられているので、彦根市立病院の先生にもどのような状態かというのを、お聞きさせていただいている。現在動いているのが近江八幡と豊郷で、今後守山、湖南、甲賀市が順次動いていく。契約の関係があるので、守山と栗東と甲賀については、10月末くらいから始められるかというスケジュール感で動いている。

(座長)

書いている物がないので、聞き取りだけで分かりにくいですが、今までのところでご質問があれば。

(委員)

移動支援事業だけではなくて、居宅介護とか福祉有償とかというものも、去年もあった。

これに関して、何か予算上の違いとかはあるのか？こちらの方が経費が掛かるとか、掛からないとか。委託料としてはどうだとか。

(事務局)

移動支援事業と居宅介護と福祉有償については、今回委託料には含まれていない。各市町の福祉サービスの中での、要はそこで支給決定を付けられているけれども、対象児童さんが。その中でされているので、今回の事業の予算とは特に関係していない。ただ、移動支援事業については、移動支援事業よりも居宅介護と福祉有償の方がどうも事業所さんに見てみたら

ちょっとそちらの方が、ちょっと入るといふふうに聞いていて、私どもそのあたりを本年度調べていかなければいけないが、移動支援事業だとその移動支援のところだけで本当に担ってしまうので、そこら辺があると聞いている。結局そちらの移動支援と福祉有償とか居宅介護については、通常の福祉サービスの中なので、県が一部出して、国も出して、市町が出すというような、この事業に限らず、それまで通りの福祉のサービスの中でそれを活用してさせてもらっているものになる。

(事務局)

追加で、委員がおっしゃった、費用についてだが、居宅介護については、1/2 が国、1/4 が市、1/4 が県ということで、法定のサービスになるので、それぞれがその 1/2、1/4、1/4 という割合を負担をすると決められている。あと移動支援事業というのが、地域生活支援事業という事業の一部となるので、国が 1/2 以内の補助ということになり、以内なので、1/2 きっちり補助する訳ではないということで、県も国からの補助が割れているという状況で、県の持ち出しも多くなるし、市の持ち出しも多くなっているという事業になっている。事業所の事業の単価としても移動支援事業よりも居宅介護の方が単価としては高くなっているという状況である。

(座長)

実際に使われるというのは、例えば近江八幡の場合は移動支援事業所がやられているということか。

(事務局)

同じ事業所でも、移動支援事業を使う場合もあれば居宅介護と福祉有償を使うケースがあり、福祉有償だけではちょっと成り立たないので、かなり、値段的に安いので。福祉有償を使う場合は、居宅介護と組み合わせると聞いている。介護タクシーというのがあるが、その場合は、私が聞いているところでは、通常のタクシー料金の半額の運賃と聞いており、おそらくかなりのご負担になるのではないかと思うし、あとは各市町さんの方で移動支援など、それぞれの状況に応じての障害福祉サービスの判断ということになっていく。障害者総合支援法に基づく判断になってくる。

(委員)

各都道府県、居宅介護で通学支援を使っているということはないが、居宅介護は居宅で準備を整えるという意味合いでの時間をして、移動分は福祉有償で、そのジョイントで事業所がバランスをとるということか。

(事務局)

そうである。

(委員)

同じ事業所である。これは、福祉有償輸送をやっているところと移動支援をやっているところ、湖南市の去年の方は同じ事業所というか、その事業所が福祉有償輸送ができるかできないか。それで移動支援を取るのか福祉有償輸送を取るかである。それで、結局同じヘルプ

事業所がやるけれども、その場合は、たぶん移動支援事業だけだったら車に乗せてということ、それで降りるといふところだけだと思ふが、お家の中で車椅子に乗るといふところから手伝うとか、帰りも降りるのを手伝う、車椅子からベッドに降りるのを手伝うという部分も全部含めての居宅介護でしていると思ふ。それでなんとかやれているといふところだと思ふ。

(委員)

今、障害福祉課の職員の方から説明させていただいたように、今、こうやって6市町で拡げていく中で、やっぱりその児童生徒さんの個別の事情もあつたりとか、使っておられる事業所の関係、それからその市町にある社会資源の問題、事業所の経営的な側面とか、いろいろ違っている。おそらく最初はもう、1年目は市町へ委託するといふ方法しかなかったわけだが、訪問看護ステーションへといふ道を開いているわけだけれども、今後も、この実証研究を進めていく中では、例えばこういう事業所が出てくるが、障害福祉サービスをベースにやっておられて、そこに看護師さんもおられるような事業所があれば、移動支援事業所が1つ核になっていくようなケースもあるだろうし、そのへんの幅を持たせた展開が想定されるので、そういうところをちょっと、きめ細やかに検証していく必要がある。今まではどちらかといふと、やるかやらないかみたいな検証だったが、ちょっと中身を1つ1つ検証していく中で、仕組みづくりといふか、そういう展開をしていく必要があるんじゃないかなといふのは、ちょっとまだ、今年は始まったばかりで事例が少ないけれども、そういうような方向感かなと思つているところ。

(座長)

ちょっと、もうひとつ分かつていなかったのは、居宅介護をつけてやつとサービスとして成り立つと、自分のところのサービスとしてペイできるかどうかのための実証なのか。

(委員)

いや、そこはもっとよく丁寧に検証しないといけないけれども、やはりそれは本当はサービスが分かれているわけだが、そのつなぎ方を、これがすべて汎用的に、どの市町でもできるのかといふようなところまでは、まだなんとも言えないと思つている。つまり、今、委員がおっしゃつたように、同じ事業所だつたといふことなので、場合によっては事業所が分かっていたら、たぶんできないといふようなこともあるだろうし。ちょっとこの辺りは、もう少し深めていかないと分からないところかなと思ふ。

(座長)

ま、要するに事業所が受けるのに、どういう仕組みであれば受けられるのかといふことを今いろいろ見ているといふことか。

(委員)

そういうことである。

(座長)

居宅介護といふのは、利用する保護者の方が、そこの支援をちゃんとしないとかなかなかや

っても、移動支援はなかなか難しいよということを実証しているわけではないということか。その部分に入り込んでいるわけではないか。

(委員)

そこもちょっとどういう要因があるかも分からないので、医療的ケアの度合いとかもあるだろうし。

(座長)

あくまでも、今言われていたのは、そのペイできるかどうかという話の中での居宅介護の利用っていう。

(委員)

ちょっと話がそこまで行ってしまったけれども、今、さまざまな事例をまだ。

(座長)

そういうことではない。

(委員)

要するにどうやったらできるかという観点でやっているというのが現状なので、やっぱりこれは実証研究なので、それがどういうふうに今後の展開に役立っていくのかという、そこをやらないと。今、やれる方法をとにかく地域でやっているの、そこをちょっとこれから研究していく必要があるのではないかと思う。

(座長)

突如、居宅介護っていうのが出たので、なんでかなと思ったところで、そういうことなのか。

(委員)

実態ベースで捉えていただいたらよいのではないか。

(座長)

湖南の方は、今、これは訪問看護ステーションと福祉有償と居宅をあわせたというところは、そこは去年からということか。

特に今年から委員になっていただいている方にはわかりにくいかなと思うが。特に、どんどん分からないところがあれば聞いていただきたい。

(委員)

この事業を進めていく上でやはり課題となるのが事業所だと思う。事業所の、全県下が対象となった時に、事業所があるかないかということ。そういう意味でいくと、昨年度より地域が広がっているということだが、もう少し具体的に教えていただきたい。例えば豊郷町がスタートしたということだが、具体的にどこの事業所が実施をされたのかということが、もし事業所のお名前が出せるようなら出していただきたいのと、それから守山、栗東はこれまでやってきている地域だが、甲賀もそういう事業所が想定されているのかどうかというのがもしご報告いただけるようであればお願いしたい。

(事務局)

豊郷町は、訪問看護ステーションがふれんずさん。移動支援事業所さんが、愛ライブさんである。それから守山さんは同じで、栗東が済生会の訪問看護ステーションと、移動支援事業所さんがちょこれーとになる。甲賀市は、ちょっといくつかあり、訪問看護がさと水口、それからオリーブ、それから移動支援がるりこう園としがらき会である。

申し訳ない。栗東市は、移動支援と申し上げたが、栗東市もちょこれーとさんである。居宅に加えての福祉有償となっている。今のところ栗東と湖南市が居宅と福祉有償の組合せとなっている。

(座長)

栗東は訪看は2か所、済生会とちょこれーと。

(事務局)

はい、済生会は訪看であり、移動である。訪問看護ではなく、栗東市さんについてはちょこれーとさんは移動の方、移動支援ではないが、居宅と福祉有償。

(委員)

栗東の方で、済生会の訪問看護ステーションさんから問合せがあつて、この話があつたんだけど、契約をすることになったと。で、どのように移動支援の方と進めて行ったらいいのか、どのように受けたらいいのか、どのように計画を立てたらいいのかという相談があつたが、なかなかそれって契約の文書の中だけでは分からないことで、やっぱりちょっとその辺で、これまでの経過とかを踏まえて、こんなふうに移動支援事業所とこうやって計画していったらいいとかいうことを含めて最初の契約の時にお話いただけるといいのかなと思う。

けっこう戸惑いがありだし、今まで以上に小児の障害の方を受け入れていくステーションというのを、やっぱり増やしていかないといけないとは思っているが、朝夕なかなかそこに人を割くっていうのは、なかなか訪問看護ステーションでも、何回も申し上げているように結構な至難の業というか、なのでその辺も踏まえて、より具体的にステーションさんに説明をしていただいて、止まるとか困るとかいうことが、やっぱり負担のないように、もう3年目なので、やっぱり実績も踏んでいるので、移動支援事業所さんの方にも丁寧に説明していただいて、やり方をちゃんと出して頂けると。かなり複雑なので。

(座長)

その辺はどんなふうに進めていて、事務局としてはどんなふう考えているのか。

(事務局)

先ほどの説明で、守山市が1人抜けていた。新規の方がいらっしやって、訪問看護ステーションが済生会。それから移動支援事業がライフサポートななである。

それを付け加えて、今ほどのご質問だが、実際、例えば栗東市の済生会とかちょこれーとさんへ行った時には、だいたいやっぱり事業所は、その月の前月の中旬以前に次の予定を立てられている。保護者さまにも、先日学校に行った時にその説明をさせていただいて、いきなり今日は大変だから明日頼むとか、それはやっぱりすごく大変で、特に昨年度までは、時期が1月から始まっていたので、ちょっとそうも言っていられなかったのですごく大変だっ

たと聞いているが、他のところもかなり事前に、特に前月の、もうちょっと1カ月半くらい前に予定を立てて、特に訪看を通じて調整をしてほしいと、その辺をすごく強く言われている。特に、やっぱり今回説明させてもらっている訪看とか移動支援事業所さんは、それぞれやっぱり常に定期の方をお持ちなので、予定はすでに詰まっている。やはりその中で急にこのこと言われても困るということ。やはり朝と夕方はすごく忙しい時間帯なので。それでもご説明させてもらおうと、やはり前月のあらかじめ余裕を持っての予定であればなんとか入れるというふうに聞いているので、ポイントとしては、1つは1カ月以上前、1カ月半くらい前に次の月の予定を組むということで今お願いをしている。

(座長)

今言われた訪看さんが分からないという、その辺のあたりで事務局としては、何か向こうから、実際にどうしたらいいのかというような質問とか、あるいは調整みたいなものは。

(事務局)

だいたい移動支援事業所さんに、ある程度の道とかを言えば、だいたいこの辺のポイントかというのを、移動支援事業所さんとか訪問看護師さんがおっしゃるので、あとはもう直接訪問看護ステーションさんと移動支援事業所さんが、ピックアップポイントと降ろすポイントを、それについては調整してもらっているので、そこでこれは特に大きな問題だということは、今のところ声としては聞いていない。

(座長)

さきほど委員が言われたその辺の調整

(委員)

相談を受けて対応したけれども、そういうことをこう、たまたま相談して下さったからそちらが受けるんですかということが分かったけれども、そもそも分からないし、どこに頼んでいらっしゃるのか分からないし、そういう意味では、細かいことを最初にご説明されていかれた方がいいのかなと。アドバイスとか、これまでのことを踏まえていくらでも相談を受けるが、分からない。

(座長)

まだ進めていかないといけない。これからいくつもあるから。その辺はちょっと、今後進める上でも少しきちとした説明をしてほしい。

(委員)

今の議論のポイントは、学校として、その都度、進め方のノウハウの提示、また連携をし直し確認していくという事が必要になってくる。学校として協力・支援というスタンスは当然のことである。

(座長)

現実にこれ、それぞれ始まっているところは、もう何回くらい、どういうふうに進めているかというのは、ここには書かれていないが、例えば近江八幡の2名の方と湖南市の1名の方と、それから今言われた豊郷がもう始まっているということだが、今年は早い時期から手

をつけていただいたということではすごくよかったと思うが、今までどんなふうに参加して、今どのくらいの回数で、どんなふうになっているかというのは、現状報告いただきたいと思うが。

(事務局)

近江八幡市の1名の方について、7月11日に初回の事業を開始させていただいている。2回送迎を行っていただいたという状況である。それからもう1名の豊郷町の方については、先週、9月9日金曜日に初回の送迎を行って頂いたところ。他の方については、現在それぞれ調整中と伺っている。

(座長)

ということは、まだ実際にやられている方は、2人で、お1人は2回でお1人は1回だけということか。近江八幡の2の方が今9月始まっているが、まだ始められていないということか。もう1人の近江八幡の方は全然何も始まっていないということか。

(事務局)

実際の送迎は、まだ始まっていない。保護者さんのご希望がまだ上がってきていないというふうに聞いている。

(座長)

湖南市の1名はどうか？

(事務局)

湖南市の方についても、契約は結べていて実施できる準備は整っているが、少しご本人さんの、生徒の御事情があって、まだ実施には至っていないということである。

(委員)

居宅介護と移動支援とあったが、訪問看護も訪問看護と移動という組合せがあるのかということと、看護師のピックアップとか、また帰すとか、そのへんで何か問題は生じていないのか。

(委員)

ありがとうございます。去年の最後の課題のところでもお伝えしたように、移動支援事業所さんとかなりやりとりをして日程を組ませてもらって、お家の方のご希望と、3者で調整するが、その他のステーションさんとかにもお伝えしていたが、どこまでその移動支援事業所さんだったら送って行って帰ってきて戻して下さるか。学校に置いて、そこから看護師がどうやって帰ってくるかとか、お家へ迎えに行く時に車を置いたらそこへどうやって迎えに行くのかという課題はやっぱり変わらない。移動支援事業所とか福祉有償事業を使うと。それで去年も言わせていただいたように、介護タクシーとかで最初から一緒に利用者さんのところへ迎えに行って、ステーションに戻ってきていただくとか、そういうことが本当は一番ありがたいというか、人手を生み出す時にもありがたい。でないと2人そこに車を取りに行くのに一緒に迎えに行かないといけないので、そこで余計な、余分な人手を出さないといけないので、そういうので最初おっしゃって頂いたように人的な課題は残るということである。

なので訪看ステーションさんも同様のことを初めてされる時に、うまく中継地点で待ち合わせしたりとか、移動支援事業所さんとどこかで待ち合わせしてとかいうことが可能であれば、ロスは少ないと思うが、そのへんのやってみてのそういう課題もあるし、残っていく課題もあると思う。

(座長)

それぞれのロケーションによっても変わる。

(委員)

学校の位置、ご家庭の位置、事業所さんがどこにあるかとか、次にどこに行かれるかとか、次々とヘルプで行かれるという、その流れに乗らせていただくというか。

(事務局)

先ほどの今年度の事業に関わる補足で、委員のおっしゃっていただいた点に関してであるが、今年度新たにお問い合わせしている訪問看護ステーション、移動支援事業所がある。今年度は、そちらにもお願いに行く際に、まず訪問看護ステーションには、どこまでだったら出てきて頂けるかということと、事業所が拾って頂けるなら協力していただけるのかという条件というか、そういった確認をさせていただいている。先に訪問看護ステーションの意向を確認させていただいて、どこまでだったら出れる、どこまで来てくれるのなら協力しますよという意向を確認した上で移動支援事業所の方にお話を持っていく、移動支援事業所に引き受けて頂く際に、ここまでは看護師さんを拾いに行き帰る時も送って下さいというのを含めてお願いをさせていただいている。新規の方については、ちょうど移動支援事業所が、生徒の家に行き学校に行く途中に訪問看護ステーションがあったり、訪問看護ステーションと生徒のお家がだいぶ近くて、ちょうど訪問看護ステーションから看護師さんが自宅に車を置いて待っていて、そこに移動支援事業所が行き、そこのお家に看護師さんを乗せて帰ってくるといったような方法が可能だったので、今年度新規でお願いしているところについては、すべて看護師さんの移動も含めて、学校に置いて帰るとかそういったことがないような形でのお願いを事前に行っている。

(委員)

その時に、移動支援事業所については、結局何の契約もないし、委託費が下りるわけではないけれども、プラスアルファの走行距離だったりとかいうことは発生しないのか。

(事務局)

正直、今回の新しいケースは、そんなに遠回りしてというケースではなくて、ちょうど通り道であったりというケースだったのでお引き受け頂けたのかなとも思うが、今後、事業所とお家と学校の位置などによっては大分事業所がロスするケースも出てくると思うので、そこは今後の検討課題なのかなと思っている。

(座長)

実際にやるとなったらそんなに都合よくいくわけではないので、そこがどんなふうな問題があるのかは、検証していく必要がある。

(委員)

先ほど、事前準備のために訪問看護と組み合わせるといった可能性があったが、訪問看護と移動とを使うと、訪問看護を使うとって準備をして、移動支援の車を使う。

(座長)

訪問看護師さんが居宅の代わりにするという意味か。

(委員)

現実には、ちょっと他のステーションさんのことはわからないが、うちの場合は朝からもうすでにそのお家へ行って、訪問看護を1時間とか30分とかして、ケアをして、その足で乗るといって人的ロスを解消しようとしていることはある。でもまた戻ってこないといけないが。そういう意味では、朝の準備は一緒にしているが、そこでその福祉有償輸送も居宅介護も、やっぱり車いすに乗るとか、そこからリフトで降りるとか、いろんな行程があるので、そこで居宅介護っていうのを使っている。

(座長)

サービスが違うから、ちょっとそこ、なかなか難しい。訪問看護などを利用するということができないとできないので。

(委員)

はい、医療保険の範囲内でできるので。終わってからもその足でそのまま訪問看護という形でしている。

(委員)

これは訪看の話、訪看の受けやすさの話である。

(座長)

今後だいたいどんなふうに進める、契約とそれから進めているところという話があったが、だいたい予定では何月くらいまで事業でやっていって進める予定を立てられているのか。まだちょっと始まりが9月始まってもうそろそろ10日過ぎ、12日になっているので、今後どんなふうにか、契約者さんでうまくいっていないとか、まだそこまでいっていないところもあり、だいたいの予定はどんなふうにあるのか。

(事務局)

先ほど、事業所等の説明をさせていただいたが、その中に保護者さんへの説明はまだ終えられていない方もおられる。近々に予定しているが、これから保護者の方に説明をさせていただいて、この実証研究に協力していただけるか、ご承諾のお願いをさせていただく手続があるので、そういった方もおられるということも補足させていただく。

その後になるが、先ほど少しお話があったように、10月頃を目途に今進めている今年度の12名の契約を結びたいと考えている。その先、一応本事業は今年度5か月間を一定の目安として進めたいと考えている。それぞれ始まった時期から、大まかに5か月くらいの間に、だいたいひと月に2回の実証研究を進めてまいりたいと考えている。ただ、これは時期と関わって気候のことや、もちろん児童生徒の体調のこと等もあるので、そういったことを踏ま

えた上で丁寧に進めてまいりたいと考えているところ。

(座長)

まだ始まっていない方は、そうすると10月からもし始めたら1カ月2回なので、10、11、12、1、2月ぐらいに終わるのか。

(事務局)

その通り。大体そのくらいを、5か月間を一つの目安として考えている。

(委員)

今年度の事業のところ、小児医療保健センターとかの医療機関が少し離れているところで実証研究されると。用語の使い方がさっき報告のところ、かかりつけ医は普通は診療所の医者のことを言って、小児医療保健センターとか大学病院とかは主治医という表現をするのか。小児在宅の仕組みづくりの事業委託を受けているが、そういう近くの診療所のかかりつけ医を増やすことと、圏域内に緊急入院先を作ることと、三次の主治医のいる病院との、連携みたいなものが課題になっているので、用語の方をそう直していただいた方がいいのではないか。それから緊急事態が発生したときに、それをかかりつけ医で対応できる内容もあるだろうし、多くは緊急の圏域の大学病院だったり彦根市立病院とか、主治医が小保にいても、近いエリアの病院に緊急でお願いするっていう形になると思うので、ご家族の方とも十分相談されて、慣れてない病院に関しては、やっぱり小保まで運んでくださいと言われる方が多いけれども、時間が関係してる緊急事態もあるので、そういう緊急入院先ともしっかり相談をして準備をしていただきたい。それから、県から委託を受けてびわこ学園で、あんまり重症心身障害とか医療的ケアにあんまり慣れてない方の医師看護師向けの研修事業を行っていて、かかりつけ医とか二次緊急入院を担当する医師や看護師さん向けの研修会をやっている。それは、座学研修、前に教育委員会にお渡しした、10月2日に小児保健医療センターとびわこ学園でいつでも随時、医師とか看護師を受け入れて希望の研修をするという病院内の実地研修をやっているの、そういう小保の圏域から離れたところで実施されるときを担当の人たちにそういう案内をしていただければ、そういう研修を利用していただけるのではないかと思っている。

(座長)

ちょっと今の点ね、医療のあれでわからないけれども、普段保護者の方は自分で通学されているわけだが、その方々がもし急に緊急があれば、これは行く病院っていうのは決まっておられるのではないのか。例えば北の方であれば、彦根市立とか小児保健医療センターとか、それはどういうふうに捉えているのか。

(事務局)

先生がおっしゃるように、普段の主治医、かかりつけ医、私が聞いたのは主治医が小児保健医療センターでかかりつけ医が彦根市立病院、それは表現が違うのか。ふたつもらっている、主にかかっているのは小児保健医療センターだが、かかりつけ医で大津日赤の方もいれば、甲賀病院の方もいる、いずれにしても病院なんだが、普段かかっているのは小児保健医療セン

ターと聞いている。ただ、さきほど委員からご意見あったように、緊急時に119番した際に必ずしもそこまで運んでくれて受け入れるという保証はないということがあるので、そのことを先生がおっしゃっていただいたというふうに認識している。要は小児保健医療センターへ第一次的に優先でもちろん聞いているし、119番した際にその旨をお伝えするが、ただやっぱり当日の病院の状況とか、離れた場所とかいろいろあるので、それでちょっと他にもそういうような医療体制を整えていこうという必要があるというふうに感じている。

(座長)

今回の実証実験の中では、そこはどのような仕込みをする予定か。

(事務局)

そこは事前には、保護者様に主治医、普段関わられてる希望をお聞きするけれども、実際に緊急時の119番した際にそこまで本当に連れて行っていただけるかお願いするが、100%保証されないだろう。場合によっては、例えば滋賀医大とか違う病院に搬送される可能性は0とは言えない。緊急時には必ずここというふうには言い切れないと思う。

(座長)

保護者の方も当然危険な状況が出てきたときに、119番で連絡してここに運んでくださいと言われても、それは、保護者の方が普段通学されている中で起こりうること。今回例えば県が通学の中で何か事業をやっていく場合にそのところを県がやってる事業として、保護者さんが電話されたんじゃないし、県がやっている事業としてその所をちゃんと確保しなかったらできないという話なのか、いや、そこは誰がやろうと一緒になんだと、県がやろうと保護者さんがやろうと119で緊急の場合は病院がどこが受け入れるかっていうのは、そこはあんまり関係ないのかなとか思ったが、そこは何らかここで関連するのか。

(委員)

一応、重症心身障害の方とかは、本人の特徴がわかってないところに行くとは非常に戸惑われたり、医者の方も、単にその場だけで行くとちょっと診られませんかというふうなことになったりすることもあり得ると思う。より安全にするには、今多くの方は小保に直接になどということが多い。一番受けてくださるし、ただ気管の閉塞であるとか、痙攣とか近くの方がいい場合もあるので、彦根市立病院とかが挙がっているようだが、比較的近い緊急入院も受け止めていただけるような地域の病院のところ事前に緊急の時に緊急入院先として担ってもらえるかどうかというところを、かかりつけ医というのは通常の診療所のことを言うが、小児の場合地域の病院のこともあり得るので、主治医と別にかかりつけ医を作ってそこに緊急の時に運べるような準備を家族と一緒にしていただくとより安心感はあると思うが。

(座長)

それは、保護者の方が通学されていても同じと考えたらいいのか。別に県がやるからそれを作らなければいけないというわけではなく、それは危険を伴いながら運転されているお母さん方も、急病ならここへ行ったらいいいということではないか。

(事務局)

基本的には同じである。県の事業としてやる場合は、保護者がいない段階で判断しないと
いけないということがあり得る。

(座長)

そこは県として事業をやるうえでそこはもっと明確にしておかないとということか。

(委員)

はい。

(事務局)

今年度の事業の課題を、大きく3つということで進めており、そのうちの1つが、小児保健医療センターから遠い地域での研究を進めるということで進めている。さきほど委員から少しお話が出た、彦根市立病院についてだが、我々の方であくまで保護者さんから緊急時の搬送先として病院をお聞かせいただいた場合にはその病院にまず伺って、受入れの願いをさせていただいている。そういった想定をしたうえで更に緊急で場所とかいろんなケースによってはその限りでないということはあるのではないかと思うが、我々の研究の中での想定としては、例えば具体的に申し上げますと豊郷町の方なら、小児医療保健センターにはやはり現実的になかなか搬送はできないだろうということで彦根市立病院さんにご依頼をさせていただいている。

(座長)

それは保護者さんと、受ける訪問看護ステーションの方とご相談しながら進めているということ。

(事務局)

そういうことである。

(委員)

子どもさんの場合、やはり小児の医療センターを主治医にされている方が多いと思う。そういう場合に、緊急時の場合に距離的なものとかもあると思うし、そういう意味ではここにある課題ということで地域の基幹病院ということを挙げていただいていると思うが、その基幹病院が本当にきちっと対応していただけるというか、機能していただけるようにするにはまだまだ課題が多いと思う。もちろん保護者の方のご理解もそうだろうし、病院側の受け止めに関する理解もそうだろうし、そこをどうしていったら本当に三次機能と二次機能の病院がちゃんと機能するかということで、せつかく3つ目のところで課題として挙げていただいているのでしっかりと検証していただきながら、その仕組みを作っていただくと、これは通学時だけでなくいろんな場面で活用していくことになるので非常にありがたいことなので、しっかり取り組んでいただきたい。

(座長)

はい、よろしく願います。一応今年度の課題ということで、今医療の問題が出ている。それから28年度からは早期に開始し、というのは、いつも年度の終わりぐらいだったが、今回、夏休み前ぎりぎりくらいに始まって、今年度は早い時期にできるようにということだ

進めているということ。看護師の確保、送迎車両の確実な確保を進めるとともに安全に実施ということを集中して、それをやりながらやっていく。今年度の課題については今取り組んでいただいているが、その他、今まだ10月からということだから、いくつかこれからの課題がやっていく中で出てくる課題と、もうすでに見えた中でもし今進めるのだったら、というようなことがもしあったら、ご意見とか出していただくとありがたいが、いかがか。

(委員)

今までのお話の中で感じたことだが、ある程度共通しているものとか救急のことでも、こういう病院がない場合はこういうパターンでといったマニュアルのようなものがある方が、何回もするものが出てくると思うので、そういうことを試されていかれるのかなということが少しあるのと、主治医の話の内容とかも、たぶん送迎によっては統一しないといけない書類もあると思うので、危険防止の方向性が出たものがあれば教えてほしい。

(座長)

その辺どうか。昨年度一昨年度の三年目の積み上げの中で、少し事業所とか、マニュアル化された一般的にこういうものと、というのとそれにプラスアルファ個別のものをまた、個別に当たっていくという積み上げみたいな中でマニュアル化されるものがだいぶできてきているのか。

(委員)

はっきり申し上げてまだそこまで至ってないというのが状況かと思う。先ほど、委員がおっしゃったようにその部分でうまくいってないという部分のことが出ていたが、それが一定何かマニュアル化されたものがあれば確かにうまく、新しいスタートを切ってもらえる部分もあったかと思うが、実はそれが今年の大きなテーマではないかと考えている。つまり、早く研究を始めていないと、その部分が実はできないということにつながっていて、去年の事例も含め、今年の実例も含め、確かに個別性が多い中で、いかに共通のポイントがあるのか、そこも実はやってくださっている事業所さん、それから訪問看護ステーションさん、それから保護者さん、いろんな方のご意見を聞きながらやっていかないとけないと思うので、今ご指摘があったことについては、一方で今年の大きな課題かなと考えている。それが来年につなげていけることになるのではないかなと思う。

(委員)

提案だが、今年、今まではオリーブさんとか、例えばちょこれーとと契約されていて、今年どんと広がるので、移動支援事業所さんも含めて、今年の振り返りというか反省というか、そういう会を、会議を、協議会を持っていただいて、そこでこう何か作っていけるものが、一緒に作っていけるものがないかなというふうな、そういう集まれるところを設定していただけないか。圏域も広がるし、課題を出してこの会議でまた。

(委員)

「すぐにします」とは言えないけれども、確かに今皆さんがおっしゃってくださったよう

に制度の組合せとかを考えるまでを去年まではいろいろしてきたところが広がったということであると、実際にいろいろな事業所さん訪看ステーションさんのご意見というか、実際実情はそれぞれ違うところもあって、今おっしゃってくださったような実務者の方から直接お伺いできたり、そこで確認できるようなことが必要なのではないかと思うので、どういう形でということはあるけれども実務者の方々からの聞き取りをさせていただくようなことは課題かなと思っている。

(座長)

他、併せて保護者の方、利用された方が、広がっているから、その方々からも利用されたいろんなご意見をきちっと聞き取っていただけるとありがたいと思う。ま、一緒にやっていただくのでもいいし、保護者は保護者の方、事業所は事業所の方でやっていただくのもいいし、少なくとも利用されての保護者のご意見はしっかり聞き取ってほしいと思う。僕も先が見えなくてあれなんだが、おそらくみんな同じ思いかなと思うんだが、これがどんなふうな形になっていくかっていうのを思いながら、来年度に向けて、来年度もこれが続くという事は、いつごろ分かるのか。もう分かっているのか。予算化の話なんかは、これはどうか。

(委員)

大きな見通しとして、これがいつまでにどうというような年次ごとの計画というところまではまだ、私たちもやりながら描きながらという状況ではある。たちまちはやはり、今やっと3年目ということではあるけれども、今年少し上げるとことをしたところなので、まだできていない地域というのがあるので、そこはその個別の課題等々もあるかと思うのでまだ次年度はこういった形で進めていくことが必要だとは考えている。

(座長)

どこまでやるかという、実証研究から、実際には我々は実証研究と言っているが、保護者の方は日常生活でまっただ中で必要だと思われるので、研究のための研究じゃないので、これで何ができるかということのひとつの形を早く出していきたい。難しい問題がいっぱいあるので、そんなに簡単だとは思っていないけれども、少し何をしていけば少しこのところは進むかみたいなことは、3年目を迎えて見えてくるようにしていきたいと思っているけれども。例えば、移動支援事業の中に、実は市町村は通学は入っていない。例えばそれが制度化されるとか、もしされていくと随分変わってくる、それを通学だから当然教育委員会が研究の中でどれだけそこに協力しながらやっていけるのかとか、そんなことがあるのかどうかも含めてわからないけれども、そんなことも含めてやっぱりどこかへ働きかけながらやっていかないと前へ進んでいかないかなっていう思いがあるので、それも含めて一緒に考えていただけたらと思う。

(委員)

昨年までの実証事業の中では人の確保というのと、車もあったと思う。実際あの軽自動車呼吸器が運ばれていたり、ワンボックスでもきついという話があったけれど、車の状況、

各事業者のところだが、優先的に寄付を受けていただいたりという話が出ていたけれど、その辺でなかなか車の問題で受けられないとか受けられるとかそういうことが発生しているかどうか。

(事務局)

今年新たに回らせていただいた移動支援事業所の中では、利用されるお子様のサイズもお伝えしたうえで、そちらで持っていらっしゃる車の調整をしていただくということで、今のところ車がないから受けられませんといったお答えはいただいているが、昨年度も優先的に寄付を受けていただくという制度も活用はさせていただいているが、今年度も引き続きこちらの事業に協力していただける事業所さんに優先的に寄付を受けていただけるような形で進めていきたいとは思っている。

(委員)

看護との組み合わせでケアはできるかどうかみたいなことを、確認を、移動支援事業だけだと医療的ケアのイメージができない可能性があるのも、そこを。

(事務局)

今申し上げたように回らせていただく中で、そういった例えば、車椅子のサイズ+荷物がどれくらいあるとか、あるいはプラスしてケアをしていただくのにどの程度のクリアランスが想定上必要か、というあたりは昨年度も研究会議の中で、訪問看護ステーションさんの方から、やはりちょっと広い方が良かったというようなご指摘もあったので、そのあたりは事業所さんにご説明をさせていただくようにしている。ただもちろん資源に限りがあるので、可能な範囲の中で調整いただくことになるというのが現状かなと認識している。

(座長)

そこは視野に入れながら、事業所に説明しながら、そういう車を出していただけるようにということで理解したらいいか。

それでは、10月目途ということで、できるだけ、契約もされている方もおられるので、9月早急でもできるような方はできるだけ早い時期から長期間に渡ってこれやれる、是非12月までにやり終わった中でこの後のことを考えていけるようにもっていきたいと思うのでよろしくお願ひしたい。それでは、議題の実証研究事業の状況についてというのではこれで終わらせていただく。

文科省が、各教育委員会の方に6月22日付けで、送迎等の調査を「公立特別支援学校に在籍する医療的ケアを必要とする幼児児童生徒の学校生活および登下校における保護者等の付添いに関する実態調査」というのが、文科省の方から各都道府県の方に行っていると思うが、これについて何か、もし現時点でどんな状況かというのが分かれば教えていただきたい。

(事務局)

今、座長からご指摘いただいたとおり、文部科学省の方からそういった調査が6月22日付でまいっており、8月31日を締切りとしていたので、本県についても県立の特別支援学

校で医療的ケアの対象となる児童生徒が在籍している学校に対して、必要な情報を照会し、とりまとめて報告をしたところ。

(座長)

もうすでに学校の方で調査されているということか、そうすると。

(事務局)

その通りである。

(座長)

ということである。また、その調査結果、県のとりまとめなんか出てきたら、またここでも是非示していただけるとありがたいと思う。よろしく願います。

では、以上で議題の方を終わらせていただく。